

東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科における教育研究上の目的に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）第1条第2項の規定に基づき、歯学部口腔保健学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。

第2条 歯学部口腔保健学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

温かく豊かな人間性を有し、口腔保健・福祉の立場から、人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。